

令和5年度 北海道未来人材応援事業実施要項

1 趣旨

北海道では、全国を上回るスピードで人口減少・少子高齢化が進行する一方で、アジア諸国をはじめとする外国人観光客の増加や北海道産食品の輸出拡大など、急速にグローバル化が進展する本道において、将来にわたり「輝きつづける北海道」を実現していくためには、未来を担う若者たちこそが北海道にとって大切な財産であり、北海道への誇りと異なる文化への寛容を身につけ、国際社会に貢献する高い志と広い視野を持って、地域や世界の課題解決に向けて主体的に取り組もうとする意志を持つ人材、いわゆるグローバル人材が、地域経済はもとより地域社会の活性化も含め社会全体で活躍することが重要となっていくものと考えています。

このため、北海道では、今後、一層のグローバル化が進む本道の将来を担う若者が、夢に向かい、個性と多様な能力を最大限伸ばすことができるよう、「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用し、様々な分野での挑戦を北海道をあげて応援します。

2 事業の構成

本事業の構成は、次に定めるとおりとします。

なお、学生留学コースについては、本実施要項とは別に定めることとします。

- (1) スポーツコース
- (2) 文化芸術コース
- (3) 未来の匠コース

3 求める人材像

北海道に貢献する意欲を持つ北海道の若者で、海外留学や海外での研修等を通じ、自らの資質の向上に挑戦するとともに、帰国後は海外で得た知識・技能や経験を活かし、北海道のブランド力の発信や新たな価値の創造に取り組み、将来のグローバルリーダーとして「輝きつづける北海道」の実現に資する次のような人材を育成するため、(1)から(6)に掲げるような方を対象とします。

- ・道内に根ざし、世界を見据えて活躍する人材
- ・海外に居ながら北海道に心をおいて活躍する人材

- (1) 将来のグローバルリーダーを志し、世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲がある方
- (2) 北海道の発展や社会のために貢献したいという高い志がある方
- (3) 自らの志を具体化するための思考力と行動力がある方
- (4) 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力がある方
- (5) 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢がある方
- (6) 集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力がある方

4 対象者の要件

本事業の対象者は、日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次に掲げる要件を全て満たす者となります。

- (1) 令和5年（2023年）4月1日現在の年齢が満18歳以上満39歳以下であること
- (2) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること
- (3) 本事業により助成を受ける海外での活動等の経費について、他団体等からの助成金を重複して受給していないこと
- (4) 本人または本人と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（※）が独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準（別紙1-1、別紙1-2）を満たすこと
※申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入、それ以外の場合は本人の収入
- (5) 令和5年（2023年）4月1日現在で本道の市町村に住居登録があること（学生の場合は、道内の学校等に在籍していることを証明できる場合を含む。）
- (6) 海外での活動等の受入先等が求める語学力を有するなど海外での活動等に堪えられる語学力を有すること
- (7) 留学開始前までに海外での活動等の受入先等が確保されていることが証明できること
- (8) 海外での活動等の終了後、3年間、道内に居住すること（特別な事情がある場合または事業計画書（様式第2号）において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定としている場合を除く。）

※特別な事情

- ①天変地異によるもののほか、本人の帰責によらない疾病等の健康上の理由、就職先における転勤、婚姻による配偶者の転勤など、社会通念上、真にやむを得ないと道が認めるもの
- ②①以外の場合であって、一時的に（概ね2年間程度までとする。）生活の本拠を道外に置き、その後、本道

に戻る予定の場合。なお、(9)に定める「北海道特派員」としての活動を行うことを条件とする。

- (9) 本事業により海外で活動中の者及び事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定とし、現に海外で活動中の者は、本道の認知度向上への協力や、支えていただいた道内外の皆様への情報提供を行う「北海道特派員」として、本道の魅力等の周知、渡航先で経験した話題や最新情報の提供等の活動を行い、道が求める都度、その内容を報告すること

※「北海道特派員」としての報告の一部または全部を道のホームページ等で公開することがあります。

5 選考における審査の観点

(1) 書面審査

- ・書面により、要件や適切な申請額になっているかなどについて審査を行います。

(2) 面接一次審査～意欲と能力の審査（個別面接）

- ・コース毎に設ける「ほっかいどう未来チャレンジ応援会議部会（スポーツ、文化芸術、未来の匠）」による審査
- ・道による意欲等の審査及び関係団体等の外部有識者による専門的な能力等（習得レベル等）の審査
- ・応募者が多数の場合、面接一次審査の結果で面接二次審査を受ける方をあらかじめ選考することがあります。
- ・面接二次審査を受ける方には、日程等について、面接一次審査後に通知します。

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

(3) 面接二次審査～適性審査（集団面接（プレゼンテーション含む））

- ・「応援パートナーズリーダー」による適性（将来性等）の審査

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

(4) 総合評価

- ・前記の審査結果を総合的に勘案して決定します。

(5) 共通審査項目

- ・目的・達成目標、計画内容、所属団体の評価・支援、活動実績及び専門的技術
- ・意欲・熱意、北海道への貢献
- ・コミュニケーション能力、ストレス耐性及びリーダーシップ

(6) 個別審査項目

（スポーツ）競技者育成方法等の知識

（文化芸術）表現力（演奏・演技等のDVD（CD含む）や作品（写真）等の提出による）

（未来の匠）独自性

6 助成の内容

本事業による助成を受ける者には、海外での滞在費、往復渡航費、研修等受講料相当額等が支給されます。

※詳細は「北海道未来人材応援事業費助成金交付要綱」参照。

7 その他留意事項等

本事業による助成を受ける者は、海外留学に当たって、留学先の安全情報に十分注意し、万全な安全対策を図り随時状況確認ができるよう、北海道や所属先等との連絡を密にするようにしてください。

また、外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの留学の受入体制などを確認してください。

なお、国際情勢の変化、感染症の拡大状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など助成ができなくなる場合があります。

8 提出書類

次の書類を担当部局に郵送（特定記録、簡易書留など配達記録が残る方法によること）又は直接提出してください。

- ・担当部局 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部地域創生局地域政策課
- ・電話番号 011-206-7380（直通）

(1) 共通

- ・事業申請書（様式第1号）

基本情報（生年月日、年齢、国籍、所属先、自営・被雇用者の別、経歴、資格、同様の助成金の受給の有無、活動期間中の勤務先からの報酬の状況、申請者本人または申請者と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の

収入の状況等)

(2) 共通添付書類

・事業計画書（様式第2号）

事業計画（資金計画、計画の目的と志望動機、計画の達成目標、計画の内容とスケジュール、将来のキャリアプランと北海道への貢献、学歴・職歴、語学習得状況、健康状態等）

※資金計画の支出の各項目については、費用の根拠とした見積書等の写しを添付してください。

※各コースごとの事業計画の個別記載事項

（スポーツ）アスリートや指導者または指導者に類するものとしての活動歴・受賞歴

（文化芸術）芸術活動の履修歴・業績・受賞歴等

（未来の匠）「職人」等としての活動歴、技能に関する受賞歴

・所属学校、事業所、関係団体の推薦書（様式第3号）

・誓約書（様式第4号）

・住民票の写しまたは居住の事実を証する書類（直近1か月以内に発行されたもの）

・受入先の承諾書等受け入れを証する書面及び日本語訳文

※申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

・収入に関する証明書（別紙2「収入に関する証明書について」で定める書面）

(3) 提出期間

事業告示の日（令和5年（2023年）4月3日（月）（予定））から5月8日（月）17時まで【必着】

9 審査日程

(1) 事前相談（任意・随時） 令和5年（2023年）3月中旬～

※応募要件及び添付書類の要否の確認、事業計画書の記載方法などの事前相談を受け付けますので、応募内容で不明な点がある方は事前にご相談ください。

(2) 書類審査 令和5年（2023年）5月中旬 ※提出期限：5月8日（月）17時必着

(3) 面接一次審査（意欲・能力審査） 令和5年（2023年）5月下旬（札幌市内※）

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

※希望する場合は住所地の振興局会議室での遠隔審査（TV会議システムを利用した個別面接）を選択できます。

※面接一次審査（意欲・能力審査）の日程は、別途、応募者に通知します。

(4) 面接二次審査（適性審査） 令和5年（2023年）6月中旬（札幌市内のみ）

※面接二次審査（適性審査）の日程は、別途、面接一次審査後に応募者に通知します。なお、面接一次審査の結果により、面接二次審査を受ける方をあらかじめ選考することがあります。

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

(5) 審査結果の通知（内示） 令和5年（2023年）6月下旬

(6) 事前オリエンテーション 令和5年（2023年）7月上旬

※参加必須です（出国日は、事前オリエンテーション受講後としてください。）。

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

(7) 壮行会 令和5年（2023年）7月中旬以降

※出国前の者は原則参加必須です。

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

(8) 海外留学の開始 令和5年（2023年）7月下旬以降

(9) 帰国報告会 令和6年（2024年）1月以降

※原則参加必須です。帰国報告会開催日に帰国していない者は、次年度の報告会に参加してもらいます。

※オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

10 留意事項

(1) 海外での活動等の場所は1か所を原則とします。（なお、特別な理由がある場合は個別審査します。）

(2) 現地での留学・研修等に従事することにより、留学・研修先等から収入を得る場合（有償インターンシップ等）

であっても、当該収入により留学等の経費がまかなえるような著しく高額なものである場合を除き、助成の対象になります。なお、社会人等が所属する所属団体・勤務先から留学・研修期間中も支給される給与等は留学・研修先等からの収入ではないので、得ることが可能です。

ただし、所属団体・勤務先から旅費が支給される場合は、当該費用を対象経費から控除します。

(3) 海外での活動等の期間中は、当該活動等に専念する義務があります。原則として、他の仕事に就くこと及び特段のやむを得ない事由以外で一時的に帰国することは認められません。（一時的に帰国に伴う航空運賃等は自己負担となります。）

(4) 提出書類については、記載内容を照会することがありますので、必ず写しを保管願います。

11 本事業で助成を受けた者に伴う責務

(1) 海外留学中

活動等に支障のない範囲で原則として毎月、海外留学中の活動状況を、その様子についての写真を添付して、道に報告する必要があります。報告内容は、ほっかいどう未来チャレンジ基金ホームページ、フェイスブック等に全部または一部を掲載することがあります。

(2) 帰国後

助成対象事業終了後、30日以内に本事業の「成果報告書」、「補助（助成）事業等実績報告書」を提出してください。また、帰国報告会での発表のほか、原則3年間は、道が主催する行事等への参加・協力や海外での挑戦を果たした皆さんを応援する「ほっかいどう未来チャレンジ応援パートナー」との交流会への出席、年1回の近況報告（アンケート）を行ってください。（学業や就業の都合など、やむを得ない事情がある場合を除き、原則参加してください。）

また、帰国後、道内で活動する計画であった方が、真にやむを得ない事情と道が認めた場合に短期的、一時的に道外に転出している場合であっても、原則として参加してください。この道行事参加が助成金の返還を求めない条件です。やむを得ない事情と認められる場合は天変地異、疾病等極めて限定したものとなるので留意願います。

なお、帰国後は、本事業の経験者の交流等の集いである帰国者コミュニティ「みらコミュ」に原則として参加していただきます。

12 サポート

帰国後、未来人材の皆さんがご自身のキャリアプラン（就職・就業・転職・起業等）上の問題点や悩み等があれば、道において必要な情報を提供できるよう努めることとします。

個別相談は、就職や就業を控える帰国後1年間は特に集中的に対応することとしますが、原則として帰国後5年間は、引き続き、道としてのサポート体制を維持します。

また、若手芸術家やスポーツ指導者については、ご要望により、道主催事業における公演・発表の場の提供や行事への参加などについて、情報提供するなどのサポート体制を講じています。

13 採用取消し又は助成の打ち切り等

以下のような場合に、助成対象者として採用後も採用の取り消し、既に支給している助成金の全額又は一部について返納を求められることがあります。

- (1) 本要項「4 対象者の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 研修先機関において懲戒処分を受ける等研修の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された事業計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと北海道が判断した場合

14 問合せ先

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

住 所：〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-206-7380（直通）

FAX：011-232-1053

メール：mirai.jinzai@pref.hokkaido.lg.jp

付 則

この要項は、令和5年（2023年）4月3日から施行する。

別記

1 スポーツコース

(1) 対象者

オリンピック・パラリンピック大会など世界の舞台で活躍できる道内選手を輩出するため、世界を見据え、高度な知識を持つ「指導者」として活躍を目指す者を対象とします。

また、社会人にあっては、次に定める事項に留意してください。

なお、対象者はスポーツ分野で一定の活動歴があり、在籍する学校または当該分野に係る団体等の推薦があることとします。

※対象者は、アスリートを目指す者でなく、**指導者を目指す者**ですので、ご留意ください。

〔社会人であって次に該当する者は対象とします〕

- ・社会人スポーツ競技チームに所属している者（コーチ、選手、プロ契約の有無にかかわらず）
- ・スポーツクラブ、スポーツスクール等のスポーツ関係企業等に所属するコーチ等であって、プロの選手を指導対象としていない者

※プロスポーツを経営する企業等に所属する者（コーチ、選手）は対象外です。

(2) 対象となる海外研修等

- ・競技水準の向上に関する具体的な方法等についての海外研修（自主研修）
- ・海外のスポーツ系大学等への留学
- ・海外の競技団体やクラブチームにおけるOJT研修
- ・期間は3か月以上原則1年以内とします。（特別な事情がある場合は1年超を認めることがあります。）
ただし、障がい者にあっては、1か月以上原則1年以内とします。
- ・令和5年（2023年）7月下旬から令和6年（2024年）3月31日までの間に諸外国において研修等が開始される計画であること。

なお、国際情勢の変化、外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの留学の受入状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など助成ができなくなる場合があります。

2 文化芸術コース

(1) 対象者

本道のこれからの文化芸術活動を担う若手人材を育成するため、若手芸術家が海外で実践的かつ、高度な技術や知識を習得することを支援します。対象分野については、下記の表に例示したとおりです。

なお、申請に当たっては、所属する団体または師事する指導者等の推薦書（自身の芸術活動を証明できる内容が記載されているもの）を添付してください。

また、演奏・演技等を収録したCD・DVD又は作品等を**6セット添付**してください（詳細については、別紙「作品資料の提出について」を参照してください。）。

対象分野について

分 野	内 容
美術	日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、現代美術、写真、デザイン、建築、版画刷師、鋳造、保存・修復、アートマネジメント、美術教育、評論等
音楽	器楽、声楽、指揮、作曲、オペラ演出、コレペティトール、ジャズ・ポピュラー演奏、アートマネジメント（芸術監督、プロデューサー、企画制作）、評論等
舞踊	バレエ、現代舞踊、舞踏、日本舞踊、民族舞踊、振付、アートマネジメント（芸術監督、プロデューサー、企画制作）、舞踊教育等、評論等
演劇	演出、俳優、劇作、人形劇、パントマイム、演芸、大道芸、曲芸、サーカス、アートマネジメント（芸術監督、プロデューサー、企画制作）、評論等
舞台美術等	舞台美術、照明、音響、小道具、舞台監督等
映画	監督、俳優、脚本家、プロデューサー、撮影、照明、美術、編集、スク립ター、ポストプロダクション、メイク、衣裳、映像教育、サウンドクリエイト、評論等
メディア芸術	映像、コンピュータグラフィック、インタラクティブアート、Web、ゲーム、アニメーション、マンガ、アートマネジメント、評論等

(2) 対象となる海外研修

- ・海外の優秀な指導者によるレッスン等の受講

- ・研修期間中に、広く世界を対象に開催される国際的競技大会等に参加する場合も、支援の対象とします。
 - ・期間は3か月以上原則1年以内とします。(特別な事情がある場合は1年超を認めることがあります。)
 - ・令和5年(2023年)7月下旬から令和6年(2024年)3月31日までの間に諸外国において研修等が開始される計画であること。
 - ・国際的競技大会等への参加については、大会等のもとより、大会等への出場に必要とされる海外での準備期間、事前練習、レッスン期間等を含むものとします。(※大会等の概要がわかる資料を添付してください。)
 - ・ただし、次に該当する大会を除きます。
 - (ア) 主催者等による選考を経ずに参加可能なもの
 - (イ) 親睦または交流を主たる目的とするもの
 - (ウ) 特定の団体・流派等に属する者のみを対象として開催されるもの
- なお、国際情勢の変化、外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの留学の受入状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など助成ができなくなる場合があります。

3 未来の匠コース

(1) 対象者

本道の地域資源を活用した新たな価値の創造や、新たな北海道ブランドの創出・発信を促すため、いわゆる「職人」として世界レベルでの活躍をめざす者を対象とします。なお、対象者は次に示す「職人」等として活動する者であって、在籍する事業所または当該分野に係る団体等の推薦があることとします。

【食】調理人(シェフ、パティシエ、ブーランジェ、ショコラティエ等)、製造工(ハム職人、チーズ職人、ワイン醸造家等)
 【ものづくり】家具職人、建具職人、木工職人、皮革職人、陶芸家、工芸家 など
 上記は例示であり、事業計画において北海道ブランドの創出・発信に資する理由を示してください。

また、現在、「職人」として就業していないが、「職人」を目指して修学中の者の申請も認めますが、学校等の推薦があることとします。

(2) 対象となる海外研修

- ・専門的技術の向上について、海外の教育機関や事業所で行う実践的な研修
 - ・研修期間中に、広く世界を対象に開催される国際的競技大会等に参加する場合も、支援の対象とします。
 - ・期間は3か月以上原則1年以内とします。(特別な事情がある場合は1年超を認めることがあります。)
 - ・令和5年(2023年)7月下旬から令和6年(2024年)3月31日までの間に諸外国において研修等が開始される計画であること。
 - ・国際的競技大会等への参加については、大会等のもとより、大会等への出場に必要とされる海外での準備期間、事前練習期間等を含むものとします。(※大会等の概要がわかる資料を添付してください。)
 - ・ただし、次に該当する大会を除きます。
 - (ア) 主催者等による選考を経ずに参加可能なもの
 - (イ) 親睦または交流を主たる目的とするもの
 - (ウ) 特定の団体・流派等に属する者のみを対象として開催されるもの
- なお、国際情勢の変化、外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの留学の受入状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など助成ができなくなる場合があります。